

## 国民健康保険事業運営安定化計画のリニューアルによる 平成 28 年度京都市国民健康保険事業運営計画の策定について

### 1 経過

- 国民健康保険事業運営安定化計画は、厚生労働大臣による高医療費市町村の指定を受けた際に国民健康保険法により策定が義務付けられていたが、平成 22 年度をもって「指定市町村制度」が廃止となり、都道府県で定める「広域化等支援方針」の中で財政の安定化を図るために施策を定めることとなった。
- 本市においては、平成 6 年度以降、高医療費市町村の指定を受けていないが、国保財政の状況や施策の継続性の観点から、国民健康保険事業運営の安定化のため、自主的に安定化計画を策定してきた。
- 一方、国の指針により、「健康・医療情報を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画（データヘルス計画）」を策定・推進することとなったが、これは国保安定化計画の一部分をより深化させたものとなることから、平成 28 年度以降の国保安定化計画については、これらを一体的に策定することとした。（※2月開催の運営協議会にて説明）

### 2 見直しの方向性

- 従来の安定化計画では、保健、医療、福祉施策の総合的な推進を謳い、国保に直接の関係がない一般施策についても網羅的に記載していたが、これらの記載を見直し、国保運営に直接関わる内容に重点を置いたものとする。
- 具体的には、3 方針（①財源確保の取組、②医療費適正化の取組、③国保制度の改正と国への要望）を基本として、とりわけ「健康長寿のまち・京都」の取組の一環として実施する保健事業について、健診データ、レセプトデータ等に基づき重点的に記載するなど、市民にとって分かりやすい計画へのリニューアルを図る。
- 計画の体裁も、文章中心のものから、図表を中心としたパワーポイントのスライド形式へと変更し、読みやすさを重視した形態とする。

### 3 計画の構成

- I 国民健康保険制度の現状と課題
- II 本市国保の運営安定化に向けた取組
  - 1 財源確保の取組
  - 2 医療費適正化の取組（※データヘルス計画を含む）

(主な記載内容)

- ・「健康長寿のまち・京都」の取組の一環として保健事業を実施
- ・本市における生活習慣病の現状分析 ⇒ 未治療者の存在、非肥満者の有病
- ・未治療患者の重症化による医療費増大の抑止 ⇒ 医療受診勧奨の取組【新規】
- ・肥満の有無にとらわれない取組 ⇒ 「減塩クッキング教室」【新規】 など

- 3 国保制度の改正と国への要望